

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年7月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年7月20日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン始良

始良市西餅田下深田264番地1 外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦1丁目2番3号 外1社

株式会社正一電気 代表取締役 樋口隆三

鹿児島市南栄5丁目10番29

イ 変更後 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦1丁目2番3号 外1社

株式会社正一電気 代表取締役 折田正一

鹿児島市南栄5丁目10番29

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 A敷地内建物周辺部 360台

第2駐車場 A敷地建物屋上部 431台

第3駐車場 A敷地南西側 228台

第4駐車場 B敷地内建物周辺部 502台

第5駐車場 B敷地建物3階部 203台

第6駐車場 B敷地建物4階部 301台

第7駐車場 C敷地西側隔地 43台

第8駐車場 B敷地北側隔地 118台

第9駐車場 B敷地北東側隔地 113台

- イ 変更後 第1 駐車場 A敷地内建物周辺部 360台
- 第2 駐車場 A敷地建物屋上部 431台
- 第3 駐車場 A敷地南西側 228台
- 第4 駐車場 B敷地内建物周辺部 502台
- 第5 駐車場 B敷地建物3階部 203台
- 第6 駐車場 B敷地建物4階部 301台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

- ア 変更前 第1 駐輪場 A敷地建物南西側 27台
- 第2 駐輪場 A敷地建物北西側 80台
- 第3 駐輪場 A敷地建物北側 89台
- 第4 駐輪場 A敷地建物東側 135台
- 第5 駐輪場 A敷地建物南西側 40台
- 第6 駐輪場 B敷地建物西側 73台
- 第7 駐輪場 B敷地建物東側 137台
- 第8 駐輪場 B敷地別棟北西側 33台
- イ 変更後 第1 駐輪場 A敷地建物南西側 27台
- 第2 駐輪場 A敷地建物北西側 80台
- 第3 駐輪場 A敷地建物北側 89台
- 第4 駐輪場 A敷地建物東側 135台
- 第5 駐輪場 B敷地建物西側 73台
- 第6 駐輪場 B敷地建物東側 69台
- 第7 駐輪場 B敷地別棟北西側 33台

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ア 変更前 第1, 2 駐車場 A敷地北西側, 北側, 東側及び西側 4箇所
- 第3 駐車場 A敷地南西側駐車場東側及び北西側 3箇所
- 第4, 5, 6 駐車場 B敷地北側及び東側 3箇所
- 第7 駐車場 C敷地西側隔地駐車場北西側 3箇所
- 第8 駐車場 B敷地北側隔地駐車場西側 1箇所
- 第9 駐車場 B敷地北東側隔地駐車場西側 1箇所
- イ 変更後 第1, 2 駐車場 A敷地北西側, 北側, 東側及び西側 4箇所
- 第3 駐車場 A敷地南西側駐車場東側及び北西側 3箇所
- 第4, 5, 6 駐車場 B敷地北側及び東側 3箇所

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 令和3年5月26日
- (2) 2の(2), (3)及び(4) 令和4年2月26日

4 届出年月日

令和3年6月28日